

○えりも町地域おこし協力隊設置要綱

えりも町地域おこし協力隊設置要綱(平成 27 年要綱第2号)の全部を改正する。

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 任用型地域おこし協力隊員(第6条—第8条)

第3章 委託型地域おこし協力隊員(第9条—第 14 条)

第4章 雜則(第 15 条)

附則

第1章 総則

(設置の目的)

第1条 地域外の人材の積極的な誘致により、えりも町の地域力の維持・強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年3月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、えりも町地域おこし協力隊を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任用型地域おこし協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町長が選考により任命する者をいう。
- (2) 委託型地域おこし協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町長が任命し、町長と業務委託契約を締結する者をいう。

(活動)

第3条 地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げるいずれかの活動に従事する。

- (1) 農林水産業の振興に関する支援活動
 - (2) 観光の振興に関する支援活動
 - (3) 交流及び定住促進事業に関する支援活動
 - (4) 地域行事、地域文化・芸術に関する支援活動
 - (5) その他、地域活性化に関する支援活動
 - (6) 前各号に定めるもののほか、地域おこしに関することで、町長が必要と認めた活動
- (公募)

第4条 隊員は、3大都市圏をはじめとする都市地域等からえりも町へ住民票を移すことが可能である者を対象に公募する。

(受入団体)

第5条 町内で活動する法人又は任意の団体等で、地域活性化の推進等を行うもののうち、町長が隊員の受入体制が整っていると認めるものは、隊員を受け入れて地域おこしの役割を担わせることができる。

第2章 任用型地域おこし協力隊員

(任命)

第6条 任用型隊員は、応募のあった者の中から、心身ともに健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者を、町長が選考により任命する。

2 町長は、隊員の都合又は隊員としてふさわしくないと判断した場合は、解任することができるものとする。

(任命期間)

第7条 任用型隊員の任期は、任命された会計年度の末日までとする。

(身分)

第8条 任用型隊員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に掲げる職員とする。

第3章 委託型地域おこし協力隊員

(委託)

第9条 町長は応募のあった者の中から、心身ともに健康で、かつ、積極的に活動できる者を選考し、第3条に規定する活動に関する業務を委託する。

2 委託内容については、町長と委託型隊員の協議により決定し、それぞれの役割業務を明記の上、業務委託契約書を締結する。

(委託期間)

第10条 委託型隊員の委託期間は1年以内とし、最長3年間とする。

(委託料)

第11条 町長は、委託型隊員に対し、第3条に規定する活動の対価として、活動内容等に応じた委託料を予算に定める額の範囲内において支払うものとする。

(活動に関する経費)

第12条 町長は、前条に規定する委託料とは別に、委託型隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で助成することができる。

(委託契約の解除)

第13条 町長は委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

- (1) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行の場合
- (3) 委託型隊員としてふさわしくない非行があった場合
- (4) 自己の都合により、契約解除を申し出た場合

(守秘義務)

第 14 条 委託型隊員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 4 章 雜則

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(えりも町地域おこし協力隊設置要綱運用方針の廃止)
- 2 えりも町地域おこし協力隊設置要綱運用方針は、廃止する。

えりも町地域おこし協力隊設置要綱 運用方針

- 1 嘱託型隊員を再度任命できる回数は2回までとする。
- 2 委託型隊員に対し、支払う委託料の基本額は月額190,000円を限度とする。
- 3 委託型隊員が民間アパート等に入居する場合、家賃の一部の月額30,000円を限度に補助できるものとする(補助率1/2以内)。
- 4 隊員の活動で必要と認められる旅費、燃料費、消耗品費等にかかる経費相当額のうち月額50,000円を限度に補助できるものとする。